

神照小学校北校舎長寿命化改修工事仮設校舎賃貸借 仕様書

1.名称

神照小学校北校舎長寿命化改修工事仮設校舎賃貸借

2.設置場所

長浜市神照町

都市計画区域区分：市街化区域

用途地域：第一種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）

防火地域指定：法 22 条指定区域

3.目的

神照小学校長寿命化改修工事に伴い、学習環境確保のため、仮設校舎（渡り廊下含む）を設置する。

4.業務の概要（詳細は別紙図面参照）

- (1) 仮設校舎の実施設計及び諸官庁等手続き業務
- (2) 仮設校舎の設置工事
- (3) 設置工事の工事監理業務
- (4) 仮設校舎の賃貸借業務
- (5) 仮設校舎の解体工事（解体後の整地等含む）

5.賃貸借校舎の概要

- (1) 用途

小学校

- (2) 構造・規模

・仮設校舎

軽量鉄骨造 2 階建て 約 1,241 m²

・仮設渡り廊下

軽量鉄骨造平屋建て 約 42 m²

- (3) その他

・校舎設置にあたり必要な電気設備・機械設備・外構整備

6.契約期間

契約締結の翌日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

- (1) 実施設計期間及び設置工事期間

契約締結日の翌日から令和6年6月30日（申請手続き等を含む）

(2) 賃貸借期間

令和6年7月1日 から 令和7年3月31日

(3) 撤去及び運動場整備期間

令和7年4月1日 から 令和7年7月31日

7.支払い条件

年度	支払い時期	支払金額 (契約金額の割合)	備考
令和5年度		0%	前払金無し
令和6年度	設置工事完了時	40%以内	
	月々払い（賃貸料）	月々3.33%以内	R6.7.1～R7.3.31
令和7年度	令和7年7月31日	残額	

※1. いずれも税抜き価格を千円未満切り捨てで算出する。

※2. 支払い金額は、入札後協議し、決定するものとする。

※3. 期間変更に伴い金額に変更が生じる場合は、別途協議とする。

8.業務の内容

(1) 仮設校舎の設置

- ①仮設校舎の設置場所、諸室配置及び外構整備等は別図によるが、関係者と協議した上で、実施設計図面の作成を行うこと。
- ②設計にあたり、建築基準法、消防法及び条例等の関係法令を遵守すること。
- ③実施設計図面の内容について、発注者の承諾を得た後に、仮設許可申請、計画通知、都市計画法施行規則60条証明等の申請及びその他の関係法令または条例等に基づく、申請を行うための書類作成及び申請業務を行うこと。なお、本業務内において申請に必要な費用については、すべて受注者の負担とする。
- ④工事期間中は、別図のとおり工事エリア周囲に仮囲いを設置し、生徒及び学校関係者等に安全な動線を確保すること。なお、詳細な位置等については、現場状況など必要に応じて打合せを行い決定する。
- ⑤工事車両等の出入がある時は、工事用出入口に交通誘導員を配置し、安全に配慮すること。
- ⑥施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。指摘があった場合は、すみやかに片付け、清掃を行うこと。
- ⑦仮設校舎を設置する際のグラウンド内には、鉄板敷きをする等、既設構造物及び埋設配管等を傷めないようにすること。
- ⑧掘削等を行う際は、埋設物（配管等）を十分調査し破損等ないように注意すること。

- ⑨騒音、振動を伴う作業日時については、十分に関係者との協議を行い、学校運営に支障の無いように日程調整を行うこと。
- ⑩校舎設置後、工事エリアとして利用していた場所については、現状復旧をすること。
- ⑪北校舎長寿命化改修工事（別途工事）「以下 本体工事」があるため、各受注業者と協議しながら進めること。また、要請があれば、本体工事の工事定例会議への出席をすること。
- ⑫本体工事関係者及び車両等の工事エリアへの進入を許可すること。
- ⑬学校は運営中の施設であり、期間中であっても学校運営を優先することがある為、施設管理者等と十分に調整し、突然の事象に対応すること。
- ⑭仮設校舎等の設置及び解体に必要な上下水については、既存施設を無償にて使用できる。
- ⑮仮設校舎等の設置及び解体に必要な電力は既存施設を使用できない。
- ⑯工事完了後は、「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の測定を行い、報告書を作成すること。なお、検査対象箇所は各階5室（計10か所）とする。

（2）仮設校舎の賃貸借

- ①各種部材・設備の初期不良や劣化等による破損・故障等が生じた場合は、受注者の負担において修繕すること。また、学校活動に影響がないよう、速やかに行うこと。
- ②発注者の過失により、賃貸借物を破損した場合は、借主が補修する。ただし、賃貸借期間満了時に未補修部分がある場合は、その状態で返還することができる。
- ③本賃貸借物件における固定資産税及び不動産取得税については、受注者負担とする。
- ④受注者は賃貸借期間中、自らを被保険者とした火災保険及び損害保険（賃貸借対象設備に付保する動産総合保険をいう）に加入する。
- ⑤本建物賃貸期間中は、建物保守・管理のための緊急連絡体制を確立し、連絡可能な体制とすること。
- ⑥カーテン等通常の使用において破損しやすいものは、消耗品として扱い、損害賠償の対象とならないものとする。

（3）仮設校舎の撤去及び現状復旧

- ①使用期間終了後、仮設校舎、仮設渡り廊下及びそれに伴う設備配管等を解体撤去する（仮設建築物の基礎、土中に埋設された配管等を含む）。解体材については、速やかに敷地外に搬出し、関係法令に従い適切に処分を行うこと。
- ②仮設校舎完了後に移設し、残置されている家具等（別図備品リスト）は撤去処分すること。
- ③既存と同程度の仕様（別図参照）によりグラウンドを復旧すること。

(4) その他

- ①この仕様書に定めるもののほか、業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、その都度協議し、定めるものとする。